

5. 用語の説明

(1) 浸水想定区域図

水防法第 10 条の 4 の規定により、計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深その他必要とされる事項を示した図面である。

浸水想定区域の指定は、洪水予報河川として指定された区間を対象として洪水予報河川ごとに行うものであり、同一水系における本川及び支川がそれぞれ洪水予報河川に指定されている場合は、それぞれに浸水想定区域図を作成する必要がある。

1) 浸水想定区域図の位置付け

浸水想定区域図は、水防法第 10 条の 4 の規定に基づく、国又は都道府県による浸水想定区域の指定、公表、関係市町村の長への通知の際に使用するとともに、市町村防災会議が、少なくとも浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める際の基本資料となるものである。

一方、市町村の長が洪水予報の伝達方法や避難場所等洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を住民に周知するに当たっては、浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、避難場所や避難経路等を表示した図面、いわゆる洪水ハザードマップを作成、配布する等視覚的手法を用いることが望ましい。浸水想定区域図は、この洪水ハザードマップ作成の基本資料のひとつとして活用されるべきものである。

2) 浸水想定区域図の公表にあたっての留意事項

浸水想定区域設定における条件について

浸水想定区域は、計画降雨を前提として、河川の整備状況に照らして浸水が想定される区域を示すものであり、その他の区域との水災に対する安全性の違いを明確に分けるものではない。例えば、計画降雨を超える降雨が発生した場合や支派川の氾濫、高潮、内水による氾濫が起こった場合には、浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生しうるものである。また、急流河川の氾濫においては、土砂の洗掘や堆積などの現象を伴うことが多いが、土砂移動に関する現象の把握と再現技術が十分でない現状にある。したがって、浸水想定区域図の公表に当たっては、一定の条件のもとでの想定であることを明示する必要がある。

浸水想定区域の現地等の確認について

氾濫シミュレーションに基づいて浸水想定区域の設定が行われるが、設定に際しては、計算結果に対し現地の地形を確認するなどにより、必要な補正を行う必要がある。

(2) 洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップは、水害による人的被害をなくすために浸水が予想される区域から迅速かつ的確に避難することを主な目的として、避難するために必要な浸水情報や避難情報などの各種情報を分かりやすく図面などに表示し、住民へ公表するものである。

1) 洪水ハザードマップの作成主体

洪水ハザードマップは洪水時に住民の避難に役立てることを目的とすることから、地域の防災に関する責務を有する市町村が洪水ハザードマップの作成主体となり、作成・公表を行う。

2) 洪水ハザードマップの記載事項

洪水ハザードマップの記載事項は、浸水想定区域とその他の浸水が予想される区域や避難場所など、水害時における住民の迅速かつ的確な避難行動に役立つ項目「避難活用情報」と、平常時において住民が水害に関するさまざまなことからを学習し、意識を高めるのに役立つ項目「災害学習情報」とに分類される。

洪水ハザードマップを活用し、防災に役立てるためには、住民に氾濫の危険性と避難に関する情報を周知徹底させることも必要である。そのため、「避難活用情報」は必ず記載するものとし、「災害学習情報」については地域ごとの洪水ハザードマップ作成の目的などを考慮した上で、記載することが望ましい。

(3) 浸水想定情報

浸水想定情報とは、浸水想定区域図を作成する過程で得られる氾濫及び浸水状況に関する情報であり、各破堤地点毎の氾濫シミュレーション結果または、その結果を包絡したものより算出した浸水範囲、水深、流速、氾濫流到達時間、歩行困難度、流体力等の最大、最短、またはその時系列変化等を示すものを指す。

全破堤地点からの氾濫シミュレーション結果の包絡より算出した浸水範囲、水深、流速、及び氾濫流到達時間

各破堤地点毎の氾濫シミュレーション結果から算出した浸水範囲、水深、流速、歩行困難度、流体力の最大、及び最短の氾濫流到達時間

各破堤地点毎の氾濫シミュレーション結果から算出した浸水範囲、水深、流速、歩行困難度、流体力の時系列変化

急流河川では、その特性から浸水深以外に氾濫流の流速や到達時間等が避難のための重要な情報となることから、水防法で定められている浸水想定区域図の他に、流速及び氾濫流の最短到達時間（いずれも全破堤地点の包絡値）を浸水想定区域図の付図として公表することが望ましい。また、破堤地点毎の浸水情報は住民の避難活動等に有益な情報であることから、当該箇所が破堤する危険性が高いと理解されるような誤解を住民に与えないように説明方法等を工夫して公表することも重要である。